

令和3年 第3回 新富町農業委員会会議録

(令和3年 3月29日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和3年 第3回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和3年 3月29日(月)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和3年 3月29日 午後 2時55分 議長 閉会 令和3年 3月29日 午後 3時37分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員  凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	安藝 眞充	○
	2番	芳野 京子	○	10番	川野 國廣	○
	3番	山口 弘安	○	11番	黒木 義博	○
	4番	藤井 貞敏	○	12番	長友 保	○
	5番	水筑 祐子	○	13番	猪俣 忠	○
	6番	太田 茂	×	14番	井崎 誠	○
	7番	長友 万藏	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	前田 章男	○
会議録署名委員	7番 長友 万藏 8番 鬼塚 眞理子					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	小野 圭三	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

#### 付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地法の適用を受けない土地の証明について

#### 会議の日程

##### 日程第1

会議録署名委員の指名について

##### 日程第2

会期の決定について

##### 日程第3

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第12号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 　ただ今から、令和 3 年第 3 回新富町農業委員会定例総会を開会いた  
本日の出席者は農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員 8 名でありま  
す。定足数に達しております。

議長 　2 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布の  
とおりです。

---

議長 　日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。  
会録署名委員に 7 番 長友 万藏 委員 8 番 鬼塚 眞理子委員  
を指名いたします。

---

議長 　日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。  
おはかりいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思  
いますが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日 1 日間と決定  
いたしました。

---

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。  
日程第 3、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認に  
ついて」を議題といたします。

議案に入る前にここでおはかりいたします。その 1 については関係  
する委員がおられますので退席いただき、まず、その 1 の審議および  
採決を行い、その後、その 2 以降の審議および採決を行いたいの思  
いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）



事務局 その2について事務局が現地報告をいたします。  
現況農地は、農地として適正に管理されており、問題ありません。

議長 それでは、その3について、事務局からの説明を求めます。

事務局 その3について事務局から説明いたします。  
申請者は譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■ほかに計3筆、田の合計2,387㎡、使用貸借で申請理由は経営規模拡大です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

事務局 その3について、事務局が現地報告をいたします。  
現況農地は、農地として適正に管理されており、問題ありません。

議長 それでは、その4について、事務局からの説明を求めます。

事務局 その4について事務局から説明いたします。  
申請者は譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■ほかに計6筆、田の合計3,069㎡です。賃貸借で、申請理由は経営規模拡大、反当■■■■■■■円です。

議長 それでは、その4の現地調査の報告をお願いします。

事務局 その4について、事務局が報告をいたします。  
現況農地は、農地として適正に管理されており、問題ありません。

議長 それでは、その5について、事務局からの説明を求めます。

事務局 その5について事務局から説明いたします。  
申請者は譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■、田の2,987㎡です。所有権移転で申請理由は経営規模拡大対価額■■■■■■■円です。

議長 それでは、その 5 の現地調査の報告をお願いします。

事務局 その 5 について、事務局が報告をいたします。  
現況農地は、農地として適正に管理されており、問題ありません。

議長 ただ今、議案第 8 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見もないようですので、採決いたします。  
議案第 8 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 8 号については、申請どおり承認されました。

---

議長 つぎに、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 その 1 について事務局から説明いたします。  
申請者は譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■さんです。譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■、畑の 279 m<sup>2</sup>、申請内容が一般個人住宅、申請理由は、現在、宮崎市に在住しているが妻の実家がある新富町に住宅を建築したく申請しますとのことです。第 3 種農地で、土地代■■■■■■■円、坪あたり■■■■■■■円です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 7 番 長友 委員

長友 その 1 について、7 番長友が現地報告します。  
現況農地は、住宅街にあり、問題ありません。





が■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ほかに計2筆、合計畑の216㎡の、申請内容が一般個人住宅、申請理由は持家を構えたく計画した所、母から土地の提供を受ける事ができ今回申請しますとのこと。第2種農地で使用貸借のため土地代は無償です。

議長            それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長            2番            芳野委員

芳野            その6について、2番芳野が現地報告します。  
現況農地は、集落内にあり問題ありません。

議長            ただ今、議案第9号について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長            ご質問、ご意見もないようですので、採決いたします。  
議案第9号について、承認される方の挙手を求めます。  
挙手全員ですので、議案第9号については、申請どおり承認されました。申請どおり県知事に進達することとします。

---

つぎに、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題と致します。

議案に入る前にここでおはかりいたします。その1、その2については関係する委員がおられますので退席いただき、まず、その1、その2の審議および採決を行い、その後、その3以降の審議および採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長            それではその1について関係する委員は退席してください。

(■■■■■■委員退席)

議長            それでは、その1について事務局の説明を求めます。

事務局     それでは、その 1 について事務局が説明いたします。  
申請者は譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■、田の 749 m<sup>2</sup>、公告日が令和 3.年 4 月 12 日、対価額が■■■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■■■円、経営規模拡大です。これは山口弘安委員と井崎誠委員との共同あっせんです。

議長       ただいまその 1 について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長       ご質問、ご意見ないようですので、採決いたします。  
議案第 10 号その 1 について、承認される方の挙手を求めます。  
  
挙手全員ですので、議案第 10 号その 1 については承認されました。

議長       ■■■■■委員には席に戻っていただきます。

議長       それでは、その 2 について関係する委員は退席してください。

(■■■■■委員 退席)

議長       それでは、その 2 について、事務局の説明を求めます。

事務局     それでは、その 2 について事務局が説明いたします。  
申請者は譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■ほか計 5 筆、田・畑の合計 9,336 m<sup>2</sup>、公告日が令和 3.年 4 月 15 日で対価額が■■■■■■■円、10 アールあたり■■■■■■■円、災害によるブロック積、表土整地工事代を■■■■■さんが支払うこととなっています。経営規模拡大で、平下裕敏委員と安藝眞充委員との共同あっせんです。

議長       ただいま、その 2 について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか

議長       ご質問、ご意見ないようですので、採決いたします。

議案第 10 号その 2 について、承認される方の挙手を求めます。  
挙手全員ですので、議案第 10 号その 2 ついては承認されました。

議長 ■■■■委員には席に戻っていただきます。

議長 それでは、議事に戻ります。

議長 議案第 10 号その 3 について、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 について説明いたします。  
申請者は譲受人が■■■■■■■■■■の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。申請地が■■■■■■■■■■、  
田の 3,228 m<sup>2</sup>、公告日が令和 3 年 4 月 15 日、対価額が■■■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■■■円、新規就農者で、ハウスでピーマンを耕作予定です。太田茂委員と長友嘉美委員との共同あっせんです。

議長 ただ今、議案第 10 号その 3 について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見もないようですので、採決いたします。  
議案第 10 号その 3 について、承認される方の挙手を求めます。  
挙手全員ですので、議案第 10 号その 3 については承認されました。

---

議長 つぎに、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 から 120 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。  
その 1 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 1,272 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払いの北原牧案件となっております。  
その 2 につきましても譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さ

ん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 10,709 m<sup>2</sup>、賃借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 3 につきましても譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 7,488 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧田案件となっております。

その 4 につきましても譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 2,914 m<sup>2</sup>、賃借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 5 につきましても譲受人が新惠 浩二さん、譲渡人は岩村 秀樹さん、申請地は三納代字藏菌 3204-1 ほか、畑の 2 筆合計 7,330 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10a あたり 2,387 円で、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 6 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 2,005 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 7 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 2,265 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 8 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 3 筆、田の合計 10,954 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 9 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 6 筆、畑の合計 11,305 m<sup>2</sup>、賃借

設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 10 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■ほかに計 4 筆、畑の合計 4,336 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 11 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■ほかに計 6 筆、畑の合計 13,733 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月支払い、個別案件となっております。

その 12 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■、畑の 1,064 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 13 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■ほかに計 2 筆、畑の合計 4,530 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 4 月 30 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 14 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■ほかに計 4 筆、畑の合計 2,135 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 4 月 30 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、個別案件となっております。

その 15 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■ほかに計 2 筆、畑の合計 3,167 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 4 月 30 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件となっております。

その 16 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■、畑の 352 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年

4月30日、経営規模拡大の12月末支払い、北原牧案件となっております。

その17につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計2筆、畑の合計5,240㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和4年4月30日、経営規模拡大の12月末支払い、北原牧案件となっております。

その18につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計4筆、畑の合計2,699㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和3年4月30日、経営規模拡大の12月末支払い、北原牧案件となっております。

その19につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計2筆、畑の合計446㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和3年4月30日、経営規模拡大の12月末支払い、北原牧案件となっております。

その20につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計5筆、畑の合計14,060㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和3年4月30日、経営規模拡大、12月末支払い、個別案件です。

その21につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計5筆、畑の合計4,391㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和3年4月30日、経営規模拡大で12月末支払い、北原牧案件です。

その22につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の4,280㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件です。

その23につきましては譲受人■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計2筆、畑の合計10,024㎡、賃貸借権設定で、10アールあたり■■■■■円、公告期間は令和3年3月30日から令和3年4月30日、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件です。

その 24 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 739 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 4 月 30 日、経営規模拡大で 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 25 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計 3 筆、畑の合計 3,747 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 4 月 30 日、経営規模拡大で 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 26 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 2,224 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 13 年 2 月 28 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 27 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 597 m<sup>2</sup>、貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 28 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 963 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大で 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 29 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 1,977 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で 10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 5 月 31 日、経営規模拡大で 12 月末支払い、北原牧案件です。

その 30 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計 3 筆、田の合計 2,024 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、経営規模拡大の 12 月末支払い、個別案件です。

その 31 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 1,400 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、浜田案件です。

その 32 につきましては譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 1,577 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定で、公告期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日、横江案件です。

その 33 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計 9 筆、田の合計 4,651 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定で、公告期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日、横江案件です。

その 34 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 1,764 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定で、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 13 年 2 月 28 日、親族間の使用貸借です。

その 35 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 517 m<sup>2</sup>、貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 13 年 2 月 28 日、経営規模拡大の 12 月末支払い、浜田案件です。

その 36 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計 2 筆、田の合計 1,399 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定で公告期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日、水利費耕作者支払、個別案件です。

その 37 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計 4 筆、田の合計 3,696 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定で、10 アールあたり■■■■■円、公告期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日、経営規模拡大の 3 月末支払い、新田西案件です。

その 38 につきましては譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 2,000 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定で、公告期間は令和 3 年 3 月 30 日から令和 13 年 2 月 28 日、越馬場案件です。

その 39 から 44 につきましては、再設定ですので説明は省略します。

その 45 から 120 については農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては 36 ページ、別紙様式第 7 号の 2 の配分計画案をご覧ください。

議長 　ただ今、議案第 11 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 　ご質問、ご意見もないようですので、採決いたします。  
議案第 11 号について、承認される方の挙手を求めます。  
挙手全員ですので、議案第 11 号については承認されました。

---

議長 つぎに、議案第12号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます  
申請者が■■■■■■■■■■の■■■■■さんで、申請地が■■■■■■■■■■  
■■■■、畑の20㎡です。  
当該地は、10年以上耕作されず再生困難な農地で将来的にも農地として利用ができないものです。

議長 それでは、その1について、現地調査の報告をお願いします。

議長 9番 安藝 委員

安藝 現地調査について、9番安藝が報告をいたします。  
当該地は、急傾斜地にあり耕作困難で、非農地として適当と考えます。

議長 つぎに、その2について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その2について事務局から説明申し上げます  
申請者が■■■■■■■■■■の■■■■■さんで、申請地が■■■■■■■■■■  
■■■■、畑の5.29㎡です。  
当該地は、農地以外の土地になっていて農地として利用ができない  
ものです。

議長 それでは、その2について、現地調査の報告をお願いします。

議長 7番 長友委員

長友 現地調査について、7番長友が報告をいたします。  
当該地は、再生困難な農地であり、非農地として適当と考えます。

議長 　ただ今、議案第 12 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 　ご質問、ご意見もないようですので、採決いたします。  
議案第 12 号について、承認される方の挙手を求めます。  
挙手全員ですので、議案第 12 号は承認されました。したがって、  
非農地通知書を関係各所に送付いたします。

---

　以上で、令和 3 年 3 月 29 日開会の第 3 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和 3 年 3 月 29 日

会　長　平下　裕敏

署名委員　長友　万藏

署名委員　鬼塚　真理子